

ARIBの動き

第66回規格会議が開催される

去る5月29日に第66回規格会議が東海大学校友会館望星の間(霞が関ビル)において開催されました。今回は、次に掲げる標準規格の策定<sup>1</sup>件、標準規格の改定<sup>6</sup>件及び技術資料の改定<sup>5</sup>件について審議され、すべて提案のとおり承認されました。



第66回規格会議の会場の様子

- 1 特定小電力無線局315MHz帯テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備標準規格の策定について
- 2 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System 標準規格及び技術資料の改定
- 3 IMT-2000 MC-CDMA System 標準規格及び技術資料の改定について
- 4 特定小電力無線局テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備標準規格の改定について
- 5 広帯域移動アクセスシステム (CSMA) 標準規格の改定について
- 6 市町村デジタル移動通信システム TYPE 2 標準規格の改定について
- 7 市町村デジタル同報通信システム標準規格の改定について
- 8 地上デジタル音声放送運用規定技術資料の改定について
- 9 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料の改定について
- 10 BS/広帯域CSデジタル放送運用規定技術資料の改定について

今回の策定及び改定の概要は次のとおりです。

## 1 特定小電力無線局315MHz帯テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備標準規格 (ARIB STD-T93 1.0版)

本標準規格 (ARIB STD-T93) は、電波法施行規則第6条に規定される特定小電力無線局のうち、電波を利用して遠隔地点における測定器の測定結果を自動的に表示又は記録するためのテレメータ用、電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送を行うテレコントロール用及び主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換を行うデータ伝送用無線設備であって、315MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備について規定したものです。本件、関係の総務省令及び告示の改正が平成19年3月29日に施行されています。

テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用の315MHz帯の周波数の電波を使用する特定小電力無線局については、タイヤバースト防止等、自動車の走行の安全性を確保するため、タイヤ内の空気圧情報を運転者へ通報するタイヤ空気圧モニターシステム、自動車のエンジンスイッチ操作やドアロックの開閉等の操作など、利便性及び快適性の向上を図るキーレスエントリーシステム等に用いられることが見込まれています。

## 2 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System 標準規格及び技術資料 (ARIB STD-T63 Ver.6.20及びARIB TR-T12 Ver.6.20)

2007年3月開催の3GPP TSG第35回会合において、リリース99、リリース4、リリース5、リリース6及びリリース7の仕様の追加又は修正が承認されました。ARIB STD-T63/TR-T12については、第65回規格会議(2007年3月)において承認されたVer.6.10に対して、これらの仕様の追加又は修正を反映することとし、ARIB STD-T63 Ver.6.20及びTR-T12 Ver.6.20への改定を行いました。

主な改定点は、(1) 国内規則に2GHz帯における3G (TDD方式) の10MHzシステム (7.86Mcps option) を導入するために、5月24日に施行された技術的条件の反映、(2) リリース5、6において既に規定されているIMS (IP Multimedia Subsystem) の機能を用いたMultimedia Telephony Service (会話、ビデオ、テキスト伝送等) に関して、複数のメーカーや複数の事業者間の相互運用性を確保するために、IMSの最小限の機能セットを詳細に規定することを目的としたリリース7の新規の仕様書の追加です。

## 3 IMT-2000 MC-CDMA System 標準規格及び技術資料 (ARIB STD-T64 Ver.4.30及びARIB TR-T13 Ver.4.30)

第64回規格会議 (2006年12月) において承認されたVer.4.20に対して、主に2006年10月～2007年3月において3GPP2が制定した仕様を反映するために、ARIB STD-T64 Ver. 4.30及びTR-T13 Ver. 4.30への改定を行いました。

STD-T64の主な改定点は、(1) 音声コーデック仕様およびソフトウェア、(2) 各種パラメータ値規定、(3) ICカード周辺仕様、及び(4) HRPD周辺仕様の追加です。

また、TR-T13の改定点は、マルチサービスのための共通シミュレーション手順及びソフトウェアの追加です。

## 4 特定小電力無線局400MHz帯及び1,200MHz帯テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備標準規格 (ARIB STD-T67 1.2版)

「315MHz帯を用いるテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備」と区別するため、標準規格名称を「特定小電力無線局400MHz帯及び1,200MHz帯テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備」に改定しました。また、本文中の文章にも「400MHz帯及び1,200MHz帯」を追加しました。

さらに、告示におけるデータ伝送用の定義が変更されたことに伴い、「主として機械によって処理される情報又は処理された情報の伝送を行う」を「主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換を行う」に改定しました。

- 5 広帯域移動アクセスシステム (CSMA) 標準規格 (ARIB STD-T71 4.0版)  
2007年1月の省令改正により追加された5.6GHz帯の周波数追加及び関連する強制規格 (追加周波数帯におけるDFSのためのレーダー波検出の規定を含む) の追加を行いました。

なお、第6項以降の改定の概要は、次号で紹介の予定です。

## 電気通信・放送 行政の動き

平成19年度電波利用保護旬間の実施  
「守りましょう。電波のルール」「知ってます？不法電波は犯罪です。」  
(平成19年5月11日 総務省報道発表)

総務省は、「守りましょう。電波のルール」「知ってます？不法電波は犯罪です。」をキャッチフレーズに、平成19年6月1日(金)から同年6月10日(日)までを「電波利用保護旬間」として、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行っています。

あわせて旬間を中心に、不法無線局の取締りを強化することにより、不法無線局による被害から正しく無線局を運用している電波利用者を保護し、良好な電波を効率よく利用できる電波利用環境の整備を推進していきます。

### 1 旬間中に実施する主な周知・啓発活動

- (1) TV・ラジオ放送による広報
- (2) 一般新聞、スポーツ新聞、業界・専門新聞及び雑誌等による広報
- (3) 監視施設の公開による広報
- (4) ポスター及びリーフレットによる広報
- (5) 電波適正利用推進員による広報等

### 2 不法無線局対策の強化

不法無線局の対策については、平成19年6月1日(金)から同年6月30日(土)までを取締り強化期間として設定し、重点的に実施します。

詳細については、<[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070511\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070511_2.html)>をご参照下さい。



(水野美紀)

平成19年度電波利用環境保護用ポスター

## 編集後記

今年になって地球温暖化による影響や対策の報道をよく目にするようになりました。先日、ニューヨーク市のイエロキャブ（タクシー）のハイブリッドカーを毎年2割ずつ増やし2012年までに換えてしまう計画がニューヨーク市長からありました。

日本でも温暖化対策の一環として、数年前からサマータイムの導入が検討され始めました。過去に、1948年5月～1952年4月までサマータイムを採用していた時期もありましたが、日本の風土に適さないと言う事で廃止されたようです。サマータイムを採用しているところは下記の国と地域及び時期です。

\*アメリカ・カナダ・メキシコ・キューバ（一部除く） 4月第1日曜日午前2時～10月最終日曜日午前2時

\*ヨーロッパ各国（一部除く） 3月最終日曜日午前1時～10月最終日曜日午前1時

\*ロシア 3月最終日曜日午前2時～10月最終日曜日午前3時

\*オーストラリア（北部・西部除く） 10月最終日曜日午前2時～翌年3月最終日曜日午前3時

\*ニュージーランド（一部除く） 10月第1日曜日午前2時～翌年3月第3日曜日午前3時

\*ブラジル・チリ 10月第3日曜日午前0時～翌年2月第3日曜日午前0時

急速に温暖化が進んでいる現実をみると、サマータイムによる温暖化防止策になるのであれば、実行しなければならない時期になっているのかもしれませんが。私の海外生活で体験したサマータイム（Daylight Saving Time）は、サマータイムへの切り替わり時の数日間を除き快適でした。 (H.K)